

第 117 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （14 人）

- | | | |
|------|----|--------|
| 1 番 | 宮本 | 平 |
| 2 番 | 岡崎 | 裕一 |
| 3 番 | 大谷 | 正樹 |
| 4 番 | 沖村 | 和哉 |
| 5 番 | 角井 | 雅之 |
| 6 番 | 小柳 | 貴史 |
| 7 番 | 袴田 | 光夫 |
| 8 番 | 大内 | 清香 |
| 9 番 | 岡村 | 淳史 |
| 10 番 | 藤元 | 敬介 |
| 11 番 | 東谷 | 邦夫 |
| 12 番 | 沖 | 貴美枝 |
| 13 番 | 田中 | 豊文 |
| 14 番 | 廣岡 | 隆義（会長） |

4 欠席農業委員 （0 人）

5 出席農地利用最適化推進委員 （4 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用
集積等促進計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長	それでは、只今より第 117 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 6 件、審査会 1 件、報告事項 4 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、農地利用最適化推進委員につきましては 4 名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 8 番大内委員と 9 番岡村委員によりしくをお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、管理ができないため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 7 番袴田委員、推進委員 7 番中原委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
7 番	先だって日曜日に中原推進委員と現地を確認をいたしました。この土地はですね、大阪に在住しておられて作るのは今の譲受人が管理しておりました。自分の家のすぐ近くということもあって家庭菜園並びに下の段はミカン畑がミカンが植えてありましてミカンも立派なミカンの木になって収穫ができるような立派なミカン園でした。これは譲受人も遠くの方に畑はあるんじゃないけども自分の近くだということでこれを求められるといいなということで話が成立して譲り受けるということになったようでございます。譲受人は JA の職

	員でありまして、営農指導員ということで色々農業に関することを指導している立場の方であります。だから大変管理も行き届くようにできると思います。以上でございます。
議長	続きまして中原委員。
7 番 (推進委員)	先日袴田委員と現地を視察してきました。農協の指導員でありながら色々とおちこちの土地を借りて水田、畑を作っております。この度の畑の分は家の近くで管理も行き届くと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、4ページから8ページをご覧ください。本事案は、農業後継者がいないことなどから、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員11番東谷委員、推進委員12番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11 番	今回の申請について譲渡人は4月にもこれに関連する申請をして本人の引越しをしたいということで家を手放すとかそういう話をいたしました。今回譲渡人の隣接する土地これ以前から親の代から耕作していてそれを譲渡したいということで申請されたものです。土地の方も今ミカン畑を栽培しているわけなんです、一応土地は隣接しておりまして、それを同じようにミカン栽培を今後もしていくというようでございますので何ら問題はないかと思われま。
議長	続きまして國次委員。
12 番 (推進委員)	この畑は譲受人が現在作っておられましてずいぶん前から作っておられます。譲渡人も4、5年前ですかこちらへ帰られたんですが、また家も処分してまた転出をするようです。まだ家も2軒あるんですけども、こちら帰ったときに作られてそのまま売りに出したような状態です。こちら処分して転出のような感じで近いうちにここを離れるんだらうと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明でご質問などがありましたらお願いいたします。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから12ページをご覧ください。本事案については、父から相続した申請地について、遠方に居住、就業しており、耕作・管理が難しいため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業

常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。

6番 先日福田推進委員と一緒に譲受人の同席のもと現地確認をしてまいりました。現地については譲渡人の方が防草シートなどを張って草管理がしてある状態でありました。譲受人に関してはここの場所ですと熱心に農作業されておられる方なので問題なく使用されると思います。ただちょっと現地を確認したときに奥の方が隣接した土地との境目があいまいな部分があったのでそのへんは業者などに頼んで境界杭などを打ってもらうなどしてはっきりさせておいた方がいいという話はその場でしました。特に問題ないかと思いません。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.4についてでございますが、私の担当案件でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。

職務代理 それではNo.4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、13ページから18ページをご覧ください。本事案については、利用権により貸し借りしている申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人

が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明がありましたらお願いいたします。

14 番 譲受人は非常に忙しい人なので譲受人からの意向把握は地区担当の中尾委員の方をお願いいたしました。中尾委員と私が9日に現地を一緒に確認をさせていただいております。以前からずっと譲受人が耕作されておられて樹間を非常に広くとるなど作業性を確保された素晴らしい畑を作っておるそれが維持されるだろうと思われまますので特別問題はないかと思っております。よろしく願います。

職務代理 中尾委員願います。

15 番 譲受人は●●●●でも代表的な昔からのミカン農家でありまして現在も1ヘク以上栽培をしております。今回出ました案件の土地については、2件連なっているところを譲受人が借用したわけでありましたがそのうち一件が今回売買してほしいということで申請があったわけです。譲受人がその園を園地改良しておりまして作業効率もできるような効率が上がるような形にしております。そういう状況から引き続いて土地を売買してその園地を作るということ本人の意向のようでございます。園地の管理につきましては非常に樹の樹間も広くとって作業効率が上がるような園に作って今後も引き続き栽培されるということでございます。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。大内委員。

8 番 ちょっと教えていただきたいんですけども、13 ページの農作業に従事する者の状況というところの雇用による従事者が 100 名となってるんですけども、これはサポーターなどの力を借りてっていう 100 名ということなんです

	かね。
15 番 (推進委員)	サポーターですね。同じ人が続けてずっとやられて。
8 番	わかりました。ありがとうございます。以上です。
職務代理	他にありますか。
	(質問等なし)
	ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。
議長	続いて日程 2、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請No.1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請No. 1 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、19 ページから 24 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場油田出張所から南西に約 3.6 kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、現在居住する住宅の老朽化に伴い、隣接する申請地に自己用住宅を建て替える計画でございます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 1 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、砂防法に基づく許可申請について、手続き中です。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ

妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 4 番沖村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4 番 議案が届いて本人の方へ連絡させていただいたんですが、16 日明日まで不在ということなんで現地の方は私一人で見に行きました。現地の方はですね約 2 メートル弱ぐらいの高い土地なんです、一応図面見ていただくとわかるように 21 ページですか、地籍図に緑の色がついた斜め上がですね、申請者の家でこちらの方が今ある家があります。そちらの方に住んでおりましたけれども高齢のお母さんがいるということで介護が必要になってきたということなんです。それで今家では介護はちょっとしづらいということで住み替え新しい家を建てたいというふうな意向でした。今ある畑についてはですね、ミカンの木が一本あとは野菜を多分作ってたんだろーと思いますけれどもキュウリを作った跡のようなものがありました。今現在は草が生えておりますけれども木等は生えておりませんのでそのままならせばきれいに使えるような形だと思います。一応ですね、ここ駐車場がないということで駐車場の方は住宅の前に倉庫がありましたのでこちらの方を今解体をしておるようです。機械が入っておりましたのでこの機械で解体ということのようでした。特に周りには影響ないようなので許可しても問題はないというふうに見えました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 3、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 についてご説明

させていただきます。まず議案資料について、訂正がございます。議案説明資料 27 ページの事業計画書において、他の法令等に基づく許可、認可等の手続の状況について、該当なしと記載されておりますが、正しくは、開発地区内行為届出について手続き中でございます。申請書の原本は、差し替えさせていただいております。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続きまして許可基準についてご説明いたします。資料は、24 ページから 29 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、棕野出張所から北西に 97m に位置する、第 3 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は太陽光発電の事業などを営む法人で、日当たりの良い申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置し、事業の拡大を図る計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約 2 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、周防大島町環境保全基本条例に基づく開発地区内行為の手続中です。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 2 番岡崎委員、推進委員 4 番山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2 番 すみません、この度はどうしてもスケジュールが合わずにですね、山本推進委員には大変ご迷惑をおかけしたんですけれども行っていただきました。よろしくをお願いいたします。

4 番 (推進委員) 今回特に大きな問題はないと思います。ただちょっと気になったのは設置する場所の間にあるのがもう一件譲渡人の土地なんですけれども名義がちょっとおじいさんのままになっております。そのおじいさんには娘さんが二人いらっしゃるしまして長女の方が●●●の方へ次女がこの近く●●の方ですかねいらっしゃるんですけれどもおじいさんが亡くなって●●の名を絶やすのはさみしいということで長女の次男さんを養子にして●●の名を名乗らせました。そしてこの土地も所有と実家も所有されたんだろうと思います。この土

地が飛び飛びになってるんですけど今までは長女さんが除草剤の散布等を人をお願いしてからやってもらったりして水田保全に尽くされてきました。ただもうそれも 70 代半ばを過ぎるようになりまして跡を継ぐ方も大島で育ったわけではなくなじみがあまりありませんのでこちらへ帰って土地を使用するということはありませんので、この話がある時に一応処理しとった方がいいんじゃないのかということで決心をいたしました。特にこのことについて地域においても問題はなく周りに大木もありませんので太陽光発電の方も支障はないしその下に水田があるんですけどそちらの方への支障もあまりないだろうと思います。実際その近くの人の方にも 2 件あたりには業者さんが承諾を得ております。ただ気になるのは 1 件家がすくそばにあるところが台風なんか来てあれが飛んだらどうなるんじゃないかという心配されてしまったのでその点はもし何とか説得ができたらいいなと思っております。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 4、審査会 1 に移ります。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。事前にお送りしております、農用地利用集積等促進計画についてをご覧ください。令和 7 年 7 月 25 日告示予定で使用貸借 26 件 23,660 m²、賃貸借 3 件 2,043 m²、合計 29 件 25,703 m²の利用権設定申出状況となっております。なお、今回は農地中間管理機構による農地中間管理権による取得と耕作者への貸付を行う 2 段階方式による手続きでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明にご質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

よろしいですかね。ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答することを決定をいたします。続いて、日程5、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。久賀、土居、西三蒲、東屋代にて4件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は29ページから41ページをご覧ください。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたら本件報告事項でございますので皆様のご了承をお願いをいたします。以上をもちまして第117回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議ご苦勞様でございます。

上記は、令和 7 年 7 月 15 日開催の第 117 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7 年 8 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____